

令和6年 第4回美里町農業委員会総会会議録

1. 開催期日 令和6年4月25日
2. 開催場所 美里町役場201会議室
3. 開催時刻及び宣告者 午後 1時30分 会長
4. 閉会時刻及び宣言者 午後 2時11分 会長代理
5. 議長 会長 松本 清貴
6. 委員出席状況

議席番号	農業委員氏名	出欠席	議席番号	農地利用最適推進委員 氏 名	出欠席
1	清水 芳明	出席	東児玉 1	荒木 義雄	出席
2	根岸 利成	〃	〃 2	斉藤 茂	〃
3	茂木 清一	〃	〃 3	杉田 敏夫	〃
4	阿武 富士子	〃	〃 4	根本 三好	〃
5	中嶋 敬子	〃	松久 1	池田 進	〃
6	金井 美知子	〃	〃 2	岡田 克実	〃
7	長谷川 精一	〃	〃 3	佐藤 栄一	〃
8	中澤 啓二	〃	〃 4	中島 市郎	〃
9	松本 清貴	〃	大沢 1	櫻沢 幸代	〃
10	長滝 岳	〃	〃 2	富沢 光男	〃
11	深田 和也	〃	〃 3	持田 克己	〃

農業委員会委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名
農地利用最適化推進委員 出席：11名 欠席：0名 計：11名

7. 会議参加者 なし
8. 事務局職員出席者 丸山 保 松田 寛之 上田 禎礎
9. 会議進行状況

会 長	皆さんこんにちは。時間になりましたので、はじめさせていただきます。ただいまの出席数は農業委員11人、農地利用最適化推進委員11人です。農業委員の過半数に達しましたので、これより農業委員会総会第4回会議を開きます。 会議規則第13条第2項の規定により、議事録署名人に4番委員並びに5番委員を指名いたします。 会議規則第4条の規定により、議長を務めさせていただきます。これより、議事に入ります。
議 長	第1号議案 農地法第3条を議題といたします。番号1について、事務局より説明をお願いします。

事務局	3 ページ番号 1 をご覧ください。 受人 美里町大字〇〇△△△番地△ 〇〇 〇〇 渡人 〇〇〇〇〇区〇〇△ 丁目△△番△△－△△△ 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 土地の所在 大字〇 〇字〇〇△△△番△ 地目 畑 面積 1 9 8 m² 権利内容 所有権 理由 規 模拡大 自作地 1, 1 1 6 m² 借受地 0 m² 貸付地 0 m² 取得状況 昭和 6 0 年 4 月 2 2 日 相続 不耕作 無 家族数 2 従農数 1 経態 兼業 所 有機械 なしとありますが、本人に話を聞いてみますと受人の父が昨年亡くなっ てしまい、農業機械を相続したとのことです。内訳は草刈り機 1 台、トラクター 1 台、軽トラック 1 台、かりばらい機 2 台を相続したとのことです。 位置 農 用地区域外 受人の自宅と申請地は接続。 4 ページをご覧ください。こちらは申請地の場所になります。左上が付近の状 況図、左下が航空写真、右側が公図の写しでございます。 受人の耕作農地ですが、事務局で確認したところ不耕作地、違反地に該当する 筆はありませんでした。 申請地の現在の状況は、草が少し生えていますが、保全管理の状況です。 受人は現在 5 3 歳の兼業農家で、会社員で、本人が農業従事しているとのこと です。申請地の隣が受人の自宅で申請地周辺に何筆か畑を所有しています。申請 地取得後は、自家消費用の野菜を生産するとのことです。 農業技術に関しては、昨年亡くなってしまった父に教わりながら共に長年ブルー ベリーと露地野菜を栽培してきたとのことです 受人と渡人は親戚関係にあり、渡人は遠方に住み、高齢のため農地を管理する のが困難なため、渡人に譲り渡したいとのことです 以上番号 1 の案件になります。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	3 条の番号 1 を審議いたします。農業委員 1 番より補足説明がありましたらお 願いします。
1 番委員	先日現地確認した際に、受人から農業機械を相続したので、農地管理は問題な いとのことです。ご審議の程よろしく願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久 1 番より意見がありましたらお願いします。
推進委員	先日現地確認をしました。自宅脇の農地とのことです。管理するのには最

松久 1 番	適な場所だと思います。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 3 条の番号 1 について、許可と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可と決定します。 3 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 3 条の番号 1 の案件につきましては許可と議決されました。
議 長	第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請案件について議題といたします。番号 1 について事務局より説明をお願いします。
事務局	6 ページをご覧ください。受人 ○○○市○○○△△番地△△ ○○○○○○ ○○ △△△号室 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ 土地 の所在 大字○○字○○△△△番△ 地目 畑 1 筆 4 9 9 m² 転用目的 自 己用住宅 権利内容 使用貸借権 許可日から 2 0 年間 申請内容 職業 会 社員 1 2 1 . 7 3 m²平屋建て 取得状況 昭和 2 0 年 1 0 月 6 日相続 仮登 記・抵当権なし 位置 第 2 種農地 農用地区域外 宅地に接続 7 ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次のページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、アパートにて妻と暮らしており、昨年 5 月に第一子が生まれたことを機に、自己用住宅の建築を検討したそうです。 建築にあたり、妻の実家近くで土地を探していましたが、なかなか見つからず、妻の実家に相談したところ、祖父から祖父所有の申請地が良いのではと申し出があったそうです。

	道路接続については、申請地の南と東に町道があり、東側道路から水道の取り出しと、集落排水管への排水となります。 また、接している道路については、建築確認が下りる4mの道路ではありませんが、建築基準法第42条第2項に規定される道路であるため、既存道路のセンターから2m後退することを条件に許可が下りるものです。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号1を審議いたします。農業委員10番より補足説明をお願いいたします。
10番委員	渡人から話を伺ったところ、孫夫婦の家を、建築をするとのことでした。申請地は以前、木や草が生い茂っていましたが、建築にあたりきれいに伐採されておりましたので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員東兎玉2番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉2番	昨日現地を確認しました。土地に関しては、問題はありません。申請人から話を聞くと孫夫婦の家とのことだそうです。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号1について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 続きまして、農地法第5条の番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	す。 6 ページをご覧ください。番号2 受人 ○○市○○△丁目△番△△号 ○○ ○○○○○○△△△号室 ○○ ○○ 渡人 大字○○△△△番地 ○○ ○○ ○ 土地の所在 大字○○字○△△△番△、△△△番△ 地目 畑 計2筆 2 8 7 m² 転用目的 自己用住宅 権利内容 所有権 申請内容 会社員 6 7. 4 8 m² 2階建て 取得状況 令和2年6月13日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第1種農地 農用地区域外 宅地に接続 9 ページをご覧ください。大字○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、アパートにて妻と子と、3人で生活しています。子供の成長とともに、物が増えるなどで手狭になってきたため、自己用住宅の建築を検討したそうです。実家が美里なので、町内で土地を探していたところ、申請地を紹介されたそうです。 道路接続については、申請地南西に約5mの町道があり、そこから水道の取り出しと、集落排水管への排水となります。 以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号2を審議いたします。農業委員1番より補足説明をお願いいたします。
1 番委員	先日現地確認を行いました。申請地は周りが新興住宅地ですので問題はないと思います。ご審議をお願いいたします。
議 長	次に、推進委員松久1番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 松久1番	昨日現地を確認しました。受人は美里町の出身で、家族3人で引っ越してくるとのことです。周辺は住宅地ですので町の活性化につながると思います。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。

	質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第5条の番号2について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。
議 長	続きまして、農地法第5条の番号3について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	6ページをご覧ください。受人 ○○市○○△丁目△△△番△△号 株式会社○○○○○ 代表取締役 ○○ ○ 渡人 大字○○○△△△番地△ ○○ ○ ○ 土地の所在 大字○○○字○○○△△△番△ 地目 畑 1筆 417㎡ 転用目的 事務所 権利内容 所有権 申請内容 職業・太陽光発電事業 82.60㎡平屋建て 取得状況 平成30年7月23日 相続 仮登記・抵当権なし 位置 第2種農地 農用地区域外 宅地に接続 11ページをご覧ください。大字○○○地内の農地になります。次ページをご覧ください。左が公図、右が配置図になります。 申請人は、太陽光発電事業を行っている法人であり、本社は○○市にあります。美里町内には太陽光発電施設を2カ所所有し、定期メンテナンスを行っているそうです。太陽光事業以外にも、不動産業などを行っており、○○市の事務所が手狭になってきたこと、今後事業を拡大し従業員を増やす予定があることなどにより、新たな事務所が必要となったそうです。 道路接続については、申請地南に約5mの町道があり、そこから水道の取り出しと、公共下水への排水となります。以上となります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農地法第5条の規定による番号3を審議いたします。農業委員8番より補足説明をお願いいたします。
8番委員	申請地は、2月の総会に挙がった土地のすぐ隣の農地になります。受人の株式会社○○○○は○○市と美里町で事業展開を行っている法人で、美里町にも事務所を建て本格的に事業展開したいとのことです。特に問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。

議 長	次に、推進委員東兎玉 1 番より意見がありましたらお願いいたします。
推進委員 東兎玉 1 番	先日現地を確認してきました。申請地の周りも宅地が続いている農地になりますので問題はないと思います。ご審議よろしくをお願いいたします。
議 長	他の推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いします。意見がないようですので次に移ります。 次に農業委員の方から質問がありましたら挙手をお願いします。 質問がないようですから、採決したいと思います。農地法第 5 条の番号 3 について、許可相当と思われる農業委員の方の挙手をお願いします。 (農業委員全員挙手) 賛成全員につき、許可相当と決定します。 5 条の審議が終わりましたので事務局長より審議結果の確認をお願いします。
事務局長	農地法第 5 条の番号 1 から番号 3 の案件につきましては許可相当と議決されました。
議 長	第 3 号議案 農用地利用集積計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
事務局	13 ページをご覧ください。農用地利用集積計画について審議していただきます。農用地利用集積計画とは農業経営基盤強化促進法に基づいて、農地所有者が、耕作者等に農地の賃借権等を設定する手続きで、農地所有者、耕作者等から申し出のあった内容を町が精査し当該計画（案）を作成し、農業委員会に決定を求めるものです。

議 長	農地の貸し借りは、大きく分けて２つの方法があり、農地所有者と耕作者の相対で契約を結ぶ貸借と農地中間管理事業という農地所有者と耕作者の間に農地中間管理機構が入り貸借の契約を結ぶ方法があります。 今回の議案では、農地中間管理事業を通した利用権設定の申請になるため、借人はすべて農地中間管理機構になります。この議案で決定が得られれば、次の４号議案の農用地利用集積等促進計画で、農地中間管理機構から実際に耕作を行う耕作者へ配分する権利設定の審議をしていただきます。よろしくお願いいたします。 それでは１４ページをご覧ください。こちらは町が申し出に基づき作成した農用地利用集積計画（案）の概要になります。 左から説明させていただきます。 利用権の設定期間・種類 令和６年から令和１６年の１０年・賃借権 面積 田４３，０５１㎡ 畑３７，６９４㎡ ８０，７４５㎡ 貸手 ３２ 借手 １ 筆数６０ 借賃 ３，０００円～４，０００円となっております。 次に１５ページ、１６ページをご覧ください。こちらは計画の内容になります。左から農地所有者と耕作者の氏名・住所、続いて農地の地番情報、利用権の設定期間、借賃等が記載されております。今月は合計６０筆になります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。 農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について審議いたします。推進委員の方で意見がありましたら挙手をお願いいたします。 意見がないようですので次に移ります。次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積計画（案）による利用権の決定について、賛成と思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、決定します。 第４号議案 農用地利用集積等促進計画（案）による利用権決定について審議いたします。事務局より説明をお願いいたします。
------------	---

事務局	17ページをご覧ください。こちらの議案につきましては、先ほどの議案で、農地所有者から農地中間管理機構へ権利設定された農地と、既に中間管理機構に貸し付けてある農地を、農地中間管理機構から実際耕作を行う耕作者へ農地を配分する計画の（案）になります。 本議案については、法律で農業委員会の意見を聴くものとして定められており、促進計画の案のとおり農地中間管理機構から記載されている耕作者へ配分してよいかの意見照会になります。よろしくお願いいたします。 18ページをご覧ください。こちらは農用地利用集積等促進計画の（案）になります。この促進計画案の見方ですが、左から賃借権の設定を受ける者（耕作者）の氏名、住所が記載されております。その右隣に賃借権の設定を受ける土地の（地番等）の情報、その隣に現在、農地中間管理機構から賃借権の設定を受けている者の情報が記載されております。この欄が空欄の土地に関しては、中間管理機構が新規で耕作者に配分する土地になります。その右に設定する権利の内容（期間や借賃等）が記載されております。 18ページから25ページまでが促進計画案となっております。筆数が多く申し訳ございませんが、ご確認の程よろしくお願いいたします。 以上、第4号議案になります。ご審議をお願いいたします。
議 長	農用地利用集積等促進計画（案）について審議いたします。推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。推進委員松久3番。
推進委員 松久3番	賃料が田4,000円で畑が3,000円となっておりますが、安いと感じる方もいれば高いと感じる方もいると思います。この賃料は町内では一般的な賃料なのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	農地中間管理事業は平成26年から始まり、毎年重点推進地区を決めて推進しています。その際に地区の担い手農家、地権者に集ってもらい地区の賃料を決めていただいております。大体の地区が田4,000円、畑が3,000円が使用貸借となっております一般的な賃料だと思います。
議 長	その他推進委員の方で意見がある方は挙手をお願いいたします。意見がないよ

	うですので次に移ります。 次に農業委員の方で質問がありましたら挙手をお願いします。１０番委員。
１０番委員	先月地区ごとに集まり地域計画の話し合いがありましたが、その中で農地中間管理事業の賃料は町内で統一した方がいいのではないかという意見が出ましたがその後進展はあったのでしょうか。
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
事務局	地域計画の話し合いで広木・駒衣地区の賃料だけが田６，５００と高いので町内で統一した方がいいのではないかという意見がありましたので、５月に広木・駒衣地区の地権者・担い手に集まっていただき賃料の改正の会議を行う予定です。
議 長	他の農業委員より質問がありましたら挙手をお願いいたします。質問がないようですから、採決したいと思います。農用地利用集積等促進計画（案）について、意見なしと回答していいと思われる農業委員の方の挙手を求めます。 （農業委員全員挙手） 賛成全員につき、意見なしと決定します。 議案のすべてを審議いたしましたので、これで会議を閉じ議長の任を解かさせていただきます。慎重審議ありがとうございました。 閉会を会長代理、お願いいたします。
会長代理	以上をもちまして、第４回の農業委員会総会を終了します。慎重審議ありがとうございました。

上記会議の顚末を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和6年4月25日

議 長

署名委員

署名委員